

令和3年4月23日

1年生保護者様

愛媛県立松山商業高等学校  
校長 忽那 浩

高校生奨学のための給付金受給申請に係る手続きについて  
(新入生に対する4～6月分相当額の前倒し給付)

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、県民税・市町村民税の所得割額が非課税世帯の高等学校生徒の保護者に対し、奨学のための給付金を支給しています。新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、従来の制度に加えて、新入生に対する一部早期給付を実施しております。

申請を希望される方は、学校HPより申請用紙をダウンロードし、学校事務室へご提出をお願いします。(ダウンロード環境のない方は、申請用紙をお渡します。)  
学校事務室まで取りに来てください。

今回の申請は、新入生のうち希望者を対象に、4～6月分の給付金を前倒しで給付するための申請であり、7月～3月分の申請(7月中旬頃)は別途必要となります。また、今回申請しなかった場合でも、次回の申請で給付要件(令和3年度市県民税所得割額が非課税世帯)を満たしていれば、4～6月分に相当する給付を受けることができます。

なお、在校生及び前倒し給付を申請しない生徒の申請は、従来どおり7月中旬頃に再度ご案内いたします。

記

1 支給要件

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有していること
- (2) 保護者等全員の令和2年度(令和元年分)所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)
- (3) 基準日(令和3年4月1日)に在学していること

2 申請用紙ダウンロード場所

学校公式サイトトップページ→その他→奨学のための給付金(新入生に対する4～6月分相当の前倒し給付)について

3 申請書類提出期限

令和3年5月10日(月) ※配布期限ではなく提出期限です。ご注意ください。

※ 提出書類には住民票など役所で取得することが必要な書類もありますので、申請希望者はお早めに準備をお願いします。